

平成 28 年度  
第 2 回いわき市地域包括ケア推進会議  
議事録

保健福祉部 地域医療介護室  
地域包括ケア推進課

## 平成 28 年度第 2 回いわき市地域包括ケア推進会議議事録

1 日 時 平成 28 年 9 月 14 日 (水) 18:30 ~ 20:30

2 場 所 いわき市文化センター 4 階 大会議室 2

### 3 出席者

委員	馬 目 世志博	委員	天 野 ゆみ
委員	上遠野 理 恵	委員	岡 原 麻紀子
委員	渡 邁 健 二	委員	強 口 暢 子
委員	鈴 木 繁 生		(代理 草野 秀智)
委員	増 田 桂 子	委員	篠 原 清 美
委員	木 村 守 和	委員	林 清
委員	松 村 耕 三	委員	園 部 義 博
委員	田 子 久 夫	委員	新 家 利 一
委員	中 里 孝 宏		

### 4 事務局

保健福祉部次長	高 沢 祐 三
地域医療介護室長	鈴 木 正 道
保健福祉課長	園 部 衛
障がい福祉課長	武 山 忠 弘
地域医療課長	矢 吹 仁 孝
	(代理 鈴木 英規)
地域包括ケア推進課長	佐々木 篤
長寿介護課長	駒木根 通 人
保健所総務課長	太 清 光
保健所地域保健課長	相 原 好 子
平地区保健福祉センター所長	鵜 沼 二
小名浜地区保健福祉センター所長	緑 川 直
勿来・田人地区保健福祉センター所長	福 田 敦 美
常磐・遠野地区保健福祉センター所長	四 倉 歩
内郷・好間・三和地区保健福祉センター所長	木 村 宏 一

四倉・久之浜大久地区保健福祉センター所長	堀川 盛 敏
小川・川前地区保健福祉センター所長	引地 克 宏
平地域包括支援センター管理者	吉田 郁 子
小名浜地域包括支援センター管理者	加藤 幸 恵
勿来・田人地域包括支援センター管理者	小岩 洋 子
常磐・遠野地域包括支援センター管理者	野口 富士子
内郷・好間・三和地域包括支援センター管理者	松田 和 枝
四倉・久之浜大久地域包括支援センター管理者	熊田 智英子
小川・川前地域包括支援センター管理者	藤館 友 紀
地域医療課長補佐	鈴木 英 規 (代理 阿部 征人)
地域包括ケア推進課長補佐	松本 祐 一
長寿介護課長補佐	安井 淳
長寿支援係長	藤館 克 共
介護保険係長	坂本 紀一郎
介護保険係事業推進員	坂入 直 人
介護認定係長	吉田 雅 昭
企画係長	佐藤 和 幸
事業推進係長	佐々木 とも子
企画係主査	猪狩 僚
企画係事務主任	鈴木 理 沙
事業推進係主査	後藤 美 穂
事業推進係主事	小野 光 貴
事業推進係主事	相川 朋 生

## 5 議 事

- (1) 行政からの報告
  - (①中地域ケア会議 ②3つの部会 ③各取組みの状況 ④総合事業)
- (2) 協議：集いの場について
- (3) 報告：情報発信～共有・見える化について
- (4) その他

## 6 会議の大要

### (1) 行政からの報告 ①中地域ケア会議 ②3つの部会 ③各取組みの状況 ④総合事業

	<①中地域ケア会議 ②3つの部会 ③各取組みの状況について説明>
A委員	厚生労働省のほうで9月13日に高齢者、障がい者が介護保険と障がい福祉をどちらの事業所でも通所や訪問型などのサービスを受けられるよう2018年度に制度改正する方針を固めたという新聞記事が載っていた。介護保険と障がい福祉の両制度に共通する通所、訪問、短期入所のサービスに共生型という区分を新設して一定基準を満たせば両方の指定を受けられるようになるということで介護保険と障がい福祉がますます近づいていくなという感じを受けたが、そういったなかでSOSネットワークの要綱改正というのがあったが、今後、障がい福祉と介護保険が近づいていくことを考えると知的障がいがある方でも徘徊する方やいなくなってしまう方もいるのでSOSネットワークに登録さえすれば障がいがある方も使えることができるのかどうかということについて質問したい。
事務局	はいかい高齢者等SOSネットワーク事業について、「高齢者等」とあるように、この事業は知的障がい者等の徘徊の危険性がある方も対象に含まれるので事前の登録もでき、登録をしていない場合でも万が一、徘徊や行方不明になった場合についてはこの事業の活用ができるので万が一の場合には活用してほしい。
A委員	団体を通じて周知等を行っていきたい。
会長	これまでの福祉制度は法別、縦割りであったが、この垣根がなくなっていくだろうと思っている。そのため、1つの制度があってそれが高齢者限定ではなく、みなさんが使える仕組みになっていく必要があり、変わっていく必要があると考えている。
	<④総合事業について説明>
会長	全国的には法律上、来年の4月からは一律、どこの自治体も新制度に移行している。いわき市は、色々なことを勘案しながら移行できる分については平成29年1月から、全体としては平成29年4月から移行していく。そして、今後、事業所説明会を開催していく中で事業所の方々から質問をいただき、それを質問集としてHPなどに掲載していく形でみなさんと共有することができればと思っている。徐々に徐々に関係するところから確認してもらえばいいのかなと思っています。
副会長	1つ目は、総合事業移行後、これまでと申請や手続きが変わるというこ

	<p>とで、介護保険制度は平成 12 年に始まり、介護予防の考え方で平成 18 年に大きく変わったが、それ以来の介護保険制度の大変革であるということ。それを事業所に説明するだけで事が足ることではなく、やはり市民向けに介護保険制度が大きく変わるということを知らせなければいけないと思う。それを誰がやるかというとやはり行政側がやるしかないと思う。国がこういう制度を変えたので、市民が分かる糸口を作るよう市民の近くに行って、出前講座でもいいので、こういうふうに手続きが変わります、受けられるサービスはこういうふうに変わりますということと、どうしてそうなったのかというと専門的なヘルパーや専門的に介護ができる人は要介護以上の方へ、要支援で歩ける余力のある方はお互い助け合っていきましょうということで、そういうものを作っていくましょうというような説明を全市的に色々なところで開催すべきなのではないかということが 1 つ。</p> <p>2 つ目は、現行相当サービスがどの程度今と同じく残っていて新しいサービス、いわゆる訪問型サービス A、B、C、D とか通所型サービス A、B、C というのはどのくらいの期間で作れるのか、どのように考えて試算して行っているのか。そして、以前に現行相当サービスをやるのでいいと国のはうで考えているようだというような説明を聞いたと思うが、最近の厚生労働省の担当課長会議などではもう少しお互いに助け合ってやっていくような形にそれぞれの自治体でやっていかないといけないという話がされているというふうに聞いている。この辺についての見通し、こういう制度変更を担っていく行政側としては非常に重要なことだと思う。市民向けの説明をしながら現場での混乱をきたさないためにもきちんとした行政側の対応が必要なのではというふうに思う。</p>
事務局	<p>1 つ目の市民の広報についてですが、平成 29 年 1 月の移行につきましては、広く全市民ということではなく、現在サービスを利用している方を中心ということで考えています。そして 11 月ぐらいから、要支援認定者、現在の認定者に対して制度改正の通知を発送、12 月に制度改正ということで広報いわきに掲載するということで考えています。あとは制度の枠組みが変わるので事業所や居宅介護支援事業所、地域包括支援センターとのプラン作成に係る契約の変更等を周知していくので個別、個別の説明を事業所の方々にもお願いしながら既にサービスを利用されている方への対応は進めたいと考えています。そして今回は現行相当サービスのみで説明してまいりますが、平成 29 年 4 月以降、随時多様なサービスを追加していくということで考えていますので総合事業の全体像については、その他の緩和した基準サービスや住民主体による支援、そういったサービスを盛り込んだ全体像を示していくという考えです。その中で専門職がより重度の方へシフトしていくために緩和基準サービスや住民主体のサービスが必要であるとか、市民の皆さんのが参画することで参加する方の介護予防につながるなど、そういったところも併せて周知、徹底していきたいと考えているところです。</p>

	<p>2つ目に多様なサービスの見込みですが、今年の4月現在になりますが、要支援1の方で訪問介護を使っている方は約1,900名、通所介護を使っている方が、約1,700名と認識しています。この中で訪問介護を利用されている方で身体介護を使っている方は全体の3.2%程度で約97%の方が家事援助を利用しているというところです。そういったところを考えると緩和した基準によるサービスや住民主体によるサービスの導入を進めていくことで専門職の方の負担が変わってくると思いますが、まだ何年度までに何事業所というところの整備計画までは立てていないので、まずはできるところからというふうな考えでいるところです。</p>
会長	<p>補足すると市民周知については、直接関わる事業所にも説明をしてもらなながら、我々もこれから4月に向けた制度設計をしていきながらその中で、できることは取り組んでいきたいと思います。例えば出前講座を活用しながら市民のみなさんにどう変わっていくのか伝えていかなければということと、最終的に伝えなければいけないと思っていますのが、なぜ新しく仕組みを変えていったのか、その目的はどこにあるのかということを地域の皆さんや市民の皆さんに理解していただくということには積極的に取り組んでいく必要があると考えています。それから今のサービスが一定程度はこれからも継続されていく、徐々に地域住民のみなさんが参加するサービスを地域で確保しながら徐々にそちらに移行していくというふうになるかと思います。そのときに市として基本的に考えていましたのが、事業所による現行サービスが安定して残ることを良いとはしていないということです。どういうサービスを作つていけば高齢者、障がい者の皆さん利用しやすい形になっていくのか、暮らしやすい支援につながっていくのかということを考えながら選択していくことになるかと思います。私は積極的に地域の皆さんが参加するサービスというものを社会発信の一環として取り組んでいますが、これからもその気持ちを忘れることなくできることは地域でということで取り組んでいきたいと考えているところです。</p>
副会長	<p>やはり制度が変わった旨の通知を出したり、広報いわきに出したりするだけで市民が分かるということはありえない。必ず、出前講座的にやって、そこで制度変更を説明する、そして、それではこの地域をどうしていくのかということを市民の方に考えてもらう、そういう取組みを行政として責任を持ってやっていただきたいと思う。</p> <p>また先ほど部会の説明のときに医療機関から在宅復帰パターンを例とした地域における連携のことを病院看護師とケアマネージャーが連携してやっていたということで話があったが、参考資料2-③の資料は県中と県南で行った入院時や退院時の情報提供シートであり、福島県医師会も関わり、各医療機関、介護関係機関等に黄色い冊子で配布しているところである。考え方としては在宅医療、要は私のような医者と病院で治療してくれるD委員のような医者との間の連携作業というのを医師会としても取り組んでいて、連絡会議を昨年も開催したが、病院の先生も開業医も大変少な</p>

	<p>く、なかなか厳しい状況である。入退院に関連する看護師と在宅側の受け入れや送り出しに関わるケアマネージャーとの間の連携を作るということで、出来上がった連携シートを使って、「じゃあ始めましょう」と言ったらすぐできるのではなく、病院の看護師とケアマネージャーが大勢集まり、数回会議を開いてどういうふうにやっていこうかというような話し合いが想定されている。そういう話し合いをすることで顔の見える関係ができる、そういう取組みをした場合、例えば 17%程度しか退院のときに情報がきていなかつたのが段々、40%とか 70%になっていきますというようなことを兵庫では取り組んでいて、それを福島で受けて県中と県南で行ってみて、今年は全圏域で行うという流れになっている。いわき市でもこの間の議会等で検討して実際に今年度中に行うような話をしていたと思うが、具体的に決まったことがあれば教えていただきたい。</p>
会長	予算取りはして、今年度、仕組み作りをしていきたいと思っている。いつごろになるか。
事務局	まず病院とケアマネージャーを対象に個別に 10 月、11 月に会議を開催し、その後、合同会議を数回開き、2 月までには策定できるようなスケジュールで検討を進めたいと考えている。

## (2) 集いの場について

会長	通いの場は要するに 2 つあるのかなと思っていて地域で活動していくと場所を確保しなければならない。団体が増えたり、費用がかかったりすると場所の確保が難しくなるというところがあり、市民の中でそういう場所をどう確保していくかということと場所を確保するだけではなく、そこでどういうメニューでどういう目的で何をするか、そのときに様々な職種のみなさんに協力をいただかないとそこで必要とする展開ができないと思っている。そういったことを事務局のほうで問題提起したかったのかなというふうに思っている。
B 委員	1 つ前の議題に戻ってしまうような話になってしまいますが、今回、オレンジカフェを私たちの地域で始めてみようと思って、地域住民として活動することになった。地域の要になるような方、福祉もある程度分かる方に協力依頼に回ったが、地域包括ケアシステムもそうだが、オレンジカフェもなかなか分からぬという方が多く、8 月号の広報いわきにまたま見開き 1 頁目がそういった議題だったのでそれを聞いて地域包括ケア推進課のことから始め、1 つ 1 つ説明してようやく理解していただいたが、そのときにもそれは社協の事業なのではないか、それは地域包括支援センターのやることではないのかなど受ける側の意識が強く、自

	<p>分が提供する側に立つということは考えていないというような感じだったので、今後、地域包括ケアシステムの全体像みたいなところを「地域包括ケアシステムの一環ね」という感じである程度分かる仕掛け人がたくさんないと、どこまでも専門職の同じ人があちこちの地域に駆り出されて、出ていくという形になてしまふのかなということと背景に何があるかというのが分かれれば主体的にうちの地域ではこういうことが必要だねという意見も出てくるだろうし、場に関しても背景が分かれれば、「ここ使っていいよ」と言ってくれる方も出てくるのではと思う。ただ、総合事業に関してもほとんどの住民は受ける側の視点しかないので住民によく知ってもらうということと、ある事業所では既に事業所説明会を待たずして要支援認定者のサービス受入れをせず、サービスを使いたい場合は、区分変更をかけるようケアマネージャーに勧めている事業所があるという話を耳にし、多様なサービスがまだ整わないにも関わらず、いずれそうなるのだからもうやめようという既存のサービス事業所が出てきてしまっているというところがあるので本当に地域包括ケアシステムが必要な背景というものを住民はもとより事業所説明会でも自分たちでやっていかなければならないという話も加えていただければ、ケアマネージャーもサービス事業所もシステムを広げていく上では行政のみではなく発信源、仕掛け人的な存在にも活用していくのではないかというふうに思う。</p>
事務局	<p>行政として情報がなかなか伝わっていないということはものすごく反省しているところ。</p> <p>地域包括ケアの全体像というのはいわき市における全体像というよりは中地域ケア会議、地区保健福祉センター、地域包括支援センター、地区社会協議会などが中心となって実際に色々な活動を始めているところだが、この具体的な活動というのがいわき市における地域包括ケアの形なのではないかと思っている。まだ断片的に情報発信をしているところなので御指摘の通りこれから部会や総合事業の短期集中、生活支援の緩和基準といった部分の制度設計をしていき今年度一杯で取りまとめるという予定。なるべく早く制度を含め、取りまとめた段階で、地域包括ケアの必要性やそれから皆様方にお願いしたいような取組みなどが分かるような情報発信を併せて検討してまいりたいと考えている。</p>
B委員	<p>こういう仕組みに移行していくことを知らないがばかりに、元々地域にある本当に良い資源、人たちも、もう採算が取れないからやめようと思うと言って、どんどんやめていくのを見てきてるので、できれば早めに周知してもらえると、やめようと思っていた方も少し方向性を変えてやっていけるかもしれないと思う方も出てくるのではないかと思う。</p>
事務局	<p>特に地域包括ケアということではなく、住民支え合いということでもなく自然とそといったある一定のエリアの中で取り組まれている活動と</p>

	いうのがまだまだたくさんあるので、発見して意識づけ、意味合いをつけて発信し直す、そういう取組みも必要だと思っている。それは行政だけではできなくて、この会議のメンバーの方もそうですし、中地域ケア会議などの方々から情報をいただいてそれをみんなで見えるような形にする必要があると思っている。
会長	この会議は昨年から始めて、みんなでまず価値観を共有していくこと、地域を単位としてお互い役割分担と連携をして少しでも誰もが暮らしたいと思ったら暮らし続けることのできる地域社会を作っていくという話なり、今年に入り、1つの目標はできることには取り組んでいこうということ。具体的にできることをまとめて、まとまつたらまずは実践していこうということが今年だと思っている。B委員からもありましたようにもっと考えなければいけないと思ったのが、私たちはもっと地域に足を運ばなければいけないということ。机上に向かうだけではなくて地域で活動している人はたくさんいらっしゃってそれぞれがどのようにつながっていくかということなので行政もそこは意識的に中地域、地区保健福祉センターを単位として地域に入っていけるようにしたいと思いますし、地域のみなさんや関係者のみなさんのはうからも情報をいただいたり、共有したりということができればと思っておりますのでよろしくお願ひします。
A委員	通い、集いの場で $+ \alpha$ にしたら参加人数が増えたということでこれはこれで素晴らしいのでどんどんやっていただければいいのかなと思う。そこで $+ \alpha$ の部分だが、ここが1つの情報発信の場ということで出前講座を活用するとか、在宅復帰パターンについてもこういった通い、集いの場のところで説明して今病院に入院して退院するときがこうなるんですよとか、地域包括の難しい話ではなくて今元気にシルバーリハビリ体操やっているけれども通所介護、訪問介護もこれから使う、使いたいな、使う必要性が出てきたなと言ったときに実は今、制度が変わりつつあるんですよという情報発信の場としても活用できるかなと思う。
事務局	説明会をやるので集まってくださいという方法もあるが、恒常にあそこの集会所に行くと近くの人たちが集まっているという場所がたくさんあるとそこに我々が出向いて、色々な説明や話ができるというふうなねらいもあり、頑張っていきたいと思っている。
C委員	各地域包括支援センター等で行うケア会議が多く開かれるようになり、これは大変いいことだなと思う。それに関して集いの場、シルバーリハビリ体操に参加している方は少し虚弱の方もいて、元気な方と同じく体操を行うと負担を感じる方もいる。そのときに「支援を受ける」という形ばかりではなく、支援をしながらそこでその方たちに教えるという形で自分が「支援をする」ような、提供する側がそういうふうな方向

	<p>に持っていく、仕組み作りをしていくと少しづつみんなが輪になって助けられる形になるのではないかと思う。ケア会議等の中でもこういうことに困っている、こういうことをやってもらいたいというような意見が出たときにこちらが「こうましょう」というのではなく、その話し合いの中で地域のほうから提案するような話し合いがうまくできると少しづつ住民支え合いの形になるのではないかと思う。</p>
会長	<p>この項目の最後の補足として 31 頁に「参考 関係機関における地域包括ケアに関する取組み・検討状況」という資料を入れさせていただきました。これは、各部会に参加していただいている作業療法士会等々、みなさんが部会の中でうちはこんなことができるよというようなお話をいただいたものをまとめたものです。実は通いの場のところでみんなで協力し合うという話をしましたがこれまでの取組みとしては地域を単位とした中地域ケア会議の中で課題を出して解決策を見つけていこうということとここに集まっているように全体のものについてはこの推進会議や部会の中で 1 つずつ形を作っていくましょうというような取組みをしてきたところあります。徐々に課題が見えてくるなかで、もう一つ考えていかなければならないと思っているのが関係する団体のみなさん、ここにお集まりいただいているみなさんの中でじゃあ自分のところでは何ができるだろうということを 1 つ視点として持っていたけたらなと思っています。例えば、通いの場については地域でどう関わっていけるのかとか、それぞれの専門性を活かすためにどうすればいいかということを含めて行政だけがどうでしょうという形ではなく、私のところではこんなことができますということも含めてこれから皆さんとこういう場で意見交換していければと思っています。次回 12 月ですが後日また、市のほうから各団体のほうにどんなことができるかも含めてご意見交換させていただきたいなというふうに思っておりますのでそのときはよろしくお願いしたいと思います。</p>

### (3) 情報発信～共有・見える化について

会長	<p>この情報発信～共有・見える化について御意見、御質問等ありましたらお願いします。</p> <p style="text-align: center;">&lt;委員からの質問等なし&gt;</p>
会長	最後の項目なのでこれに限らず御意見等ありましたらお願いします。
D 委員	地域包括ケアの本当の意味というのをどう理解するか。美しい話ばかりを出して繕っても本質はなんなのか。2025 年に団塊の世代が 75 歳に到

	<p>達する、このときに国がもたないからお金を出さないぞという方針が決まり、これから医療も介護サービスも国からの予算はどんどん減らされていくので自分で身を守らないと今までみたいに何かしてくれと言ってもお金を出してくれるということはもうないから今、元気な高齢者は75歳を過ぎるときに医療や介護の世話にならないように一生懸命体操をしたり、認知症にならないように頑張りなさいということを市民にはっきり知らせなければならない。その役目をしないで色々なサービスが新たにできるみたいな幻想を抱かせてはいけないと思う。自分たちで自分たちの身を守らないともう国も地方行政も守ってくれなくなる、これが地域包括ケアの本質だと私は思っている。それを避けて通って、美しい話ばかりしていると本質の部分を見失うと思う。もっと厳しい現実を市民に伝えなければいけない。そこを誰もやっていない。</p> <p>国民総活躍社会、介護する人もみんな働きにでないと国が回らない。そういう社会の到来が2025年をピークに来ようとしている。それを市民に知らせなければならない。私は真実を知らせないとこの地域包括ケアシステムは成り立たないと思っている。みんなでどう支え合うかということの本質、それは1番厳しい現実を理解したうえで議論しなければいけないと思っている。</p>
会長	<p>地域包括ケアは1番のターゲットは首都圏。首都圏の団塊の世代の人たちが首都圏で一気に高齢化が進んでいく、そのときに首都圏において入院するベッドも施設もないという状況をどうするかということが1番のベースにある。それは、自治体によって若干違ってくると思う。ただ、私も楽観視しているわけではない。このまま何も策を講じないとD委員がおっしゃるような地域がたくさん出てくると思う。少しでもそうならないようになるのが私たち行政の仕事であり、それは行政だけではないと思っている。何もしない自治体は人がいない地域になっていく、そういう地域にしないために何をすべきかということで私はやっているつもりでいる。私だけではなく皆さんの協力と知恵をいただきながら少しでも多くの人が、地域の皆さんと、D委員がおっしゃった心配事に直面したときにそこを乗り越えられるようないわきにしていきたいと考えている。</p>
D委員	<p>綺麗ごとで物を言うのではなくてそこまでのことを考えたうえでのシステムを作っていくみたい、それはやらなければならないと思っている。医療に関して言えば、今、地域医療構想ということで10年後のベッドがどのくらい必要か、今の需要率や利用率など色々計算しながら何ベッドあるべきか、急性期に何ベッド、回復期はどのくらい必要かなど検討しているが、ベッドは確保できるかもしれないが、医者はいない。いわき市の医師数というのは県内平均の半分以下。新規採用がない。病院勤務の医師も開業医もいない。今は何とかやれているが、あと10年後の社会は結構危ない。</p>

	<p>この最後にくるところは家庭で平和に暮らす部分。医療が必要となつた場合に入院できるという約束事があるかどうか、これはものすごく大事なこと。そこも含めて私は心配している。そういう現実があるということを市民が知らなければいけない。もう誰も他人任せにしていては何もしてもらえないよということが分かったうえで自分たちはどうしようかということを考え、そういった市民に対して我々が手伝うというのはものすごい仕事だと思っている。</p>
会長	<p>立場上、あまりこういうことは言えないが、国が言うことだけをやっているだけではダメだと思っている。この地域に何が必要かということをしつかり掘り下げていかなければならないと思っていて、医師の確保は必須要件だと思っている。若い人がだんだん少ない社会になり、人口は減ってくるので医師だけでなく、介護をする人もいなくなってくるのでそのときにどうしていくかというときに若い人が残る仕組みを作っていくかなければならない。そこはみなさんの力をいただきながら、協力をしながら進めていきたいと思っていて、医師をどう確保していくかということにつきましても私たちが考えることだけではなく、D委員や医師会の先生方と一緒にになって考えていくべきだと思っている。</p>
D委員	<p>いわきの医療機関は人が足りない。どこの病院だって人がいなければ潰れる可能性が当然ある。必死になって医師の確保をしているがそれでも来ない。色々な方法を使って努力しているが、諦めに近いぐらい来ない。福島県が持っている県立医大からの医師の供給のバランスが悪く、いわきにはほとんど来ない。浜通りは特に少ないが、原発事故により北のほうには来るが、いわきには来ない。多額のお金を献金しないかぎり派遣を受けられないというのが現状。いわき市は毎年、1億のお金を県立医大に払って医師を確保している。医大から人を買うみたいなふうにしてお金を出せば医師を確保できる方法はある。しかし、県立医科大学というのは我々の税金で運営している。それをお金を払って医者を確保するというのは美しくないとかそういうレベルの話ではなくて、これはアンフェアだと思う。なぜそういうことをいわき市民が声を大にして言わないのか。いわき市民が言わなければ、いつまでたっても医師は来ない。それからなぜいわき出身の人は戻ってこないのか。毎年、いわきの高校からたくさん的人が医科大学に進学するが、帰ってこない。そういう問題を聞いたことがない。今回、これはいい機会だと思う。地域包括ケアはすべてつながっているから。</p>
会長	<p>ありがとうございます。肝に銘じていきたいと思います。</p>

(4) その他

会長	委員のみなさんからその他で何かありましたらお願ひします。
E委員	<p>いわきで一番古い、いわさき荘という施設では、現在、男女合わせて80人程入所している。これは地域包括ケアの1つの問題に入ると思う。春と秋に入所者の家族の方々が招待され、100人以上集まる園遊会というものを開いている。今年は9月10日に開催し、東田幼稚園の子どもたちが太鼓でオーブンセレモニーを行い、多くの人が喜んでいた。これはすごく良いことだと思う。</p> <p>常磐には7つの温泉宿があり、月4回その7つの温泉宿が持ち回りで10時～14時まで千円の会費でお風呂に入り、食事も摂れ、みんなで和気あいあいとお話ができ、みなさん楽しく過ごしている。常磐地区でも草木台は温泉が通っているが、それ以外は通っていないので地元であっても温泉に入れることを楽しみにしている方が多い。</p>
会長	<p>他の委員のみなさんからその他、ご意見等ござりますか。</p> <p>以上を持ちまして議事を終了させていただきます。本日は、活発な御意見、議論をありがとうございました。御議論を踏まえまして今後事務局において事務を進めていきたいと思います。</p> <p>それでは、これで議長の任を解かさせていただきます。御協力ありがとうございました。</p>

本議事録に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

平成28年10月28日

議事録署名人

田子 久夫



議事録署名人

中里 孝宏



